

令和元年台風第19号災害埼玉県義援金配分委員会設置要綱

(目的)

第1条 本委員会は、令和元年10月12日に発生した台風第19号被害により被災した県民に対し寄せられた義援金を公平かつ適正に配分することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は「令和元年台風第19号災害埼玉県義援金配分委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、第1条の義援金の配分に関する事項を審議し、決定する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次の掲げる団体等の関係者をもって構成する。

- (1) 埼玉県市長会
- (2) 埼玉県町村会
- (3) 日本赤十字社埼玉県支部
- (4) 埼玉県共同募金会
- (5) 埼玉県社会福祉協議会
- (6) 埼玉県

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長が委員の中から1名選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 会長は、必要の都度委員会を招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を埼玉県危機管理防災部消防防災課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないものについては、委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から適用し、義援金の配分が完了次第廃止する。